

敬愛短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、建学の精神である「敬天愛人」の理念に則り、一人一人の学生の尊厳を重んじ、可能性を引き出す教育を行うとともに、教育内容として“子ども”の発達の連続性及び教育と保育の関連性を重視した“子どもに関する総合的な学び”を標榜し、「敬天愛人」を自ら実践し得る、地域の初等教育・保育への使命感と奉仕の精神をもった人材の育成を目的とする。

(名称及び保育士養成施設の位置)

第2条 本学は、敬愛短期大学と称する。

2 本学は、千葉県千葉市稲毛区穴川一丁目5番21号に置く。

(目的達成と評価)

第3条 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行う項目とその実施体制については別に定める。

(教育内容等の改善)

第4条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科・学生定員)

第5条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

現代子ども学科	入学定員	150名
	収容定員	300名

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在籍することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月20日まで
- (2) 後期 9月21日から翌年3月31日まで

2 必要と認める場合、学長は、前項の期日を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日を、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 5月4日
- (4) 敬愛の日 6月3日
- (5) 春季休業 3月20日から3月31日まで
- (6) 夏季休業 8月5日から9月20日まで
- (7) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要と認める場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定める以外に、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項に定める春季休業、夏季休業、冬季休業の期間に保育実習を実施することができる。

(授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学・再入学・休学・転学・退学・除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 入学志願者は、本学所定の書類を提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、第35条別表3に定める入学金を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第16条 本学を退学した者又は除籍となった者が再入学を願い出た場合、欠員のあるときに限り教授会の意見を聴いて学長が許可する。

2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(休学)

第17条 病気その他の事由により6ヶ月以上修学を中止しようとするときは、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学願いについては、病気の場合は原則として本学学校医又は保健所長その他の医師の診断書を添え、その他の場合は詳細なる事由書を添えて提出し、教授会の意見を聴いて学長が許可する。

(復学)

第18条 前条により休学の許可を受けた者が、その事由の止んだときは、復学することができる。

2 休学者は学年の始めでなければ復学することができない。

(休学の期間)

第19条 休学期間は通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は第6条第2項の在学年限に算入しない。

(転学)

第20条 他の短期大学に転学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は、教授会の意見を聴いて許可する。

2 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することがある。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は、教授会の意見を聴いて許可する。

2 疾病のため退学しようとする者は、第17条第2項の医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

(1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者

- (2) 第19条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第23条 本学を卒業するためには、第30条別表1に定める教育課程から64単位を修得しなければならない。

- 2 前項に規定する所要の単位を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。
- 3 卒業の認定は、学年末又は次年度前期末にこれを行うことができる。

(学位の授与)

第24条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第25条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

現代子ども学科
幼稚園教諭二種免許状
保育士資格

- 2 前項により取得することができる保育士資格は、第30条別表2に定める必要単位を修得するものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第26条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位は30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 第2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第26条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条 本学は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修(以下「長期履修学生」という。)し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生の修業年限、授業料等の必要な事項は別に定める。

第6章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第30条 教育課程及び授業科目の種類、単位数は、別表1、別表2-1～2-3のとおりとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(授業の方法及び単位の計算方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得することのできる単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

4 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績の評価基準)

第33条 試験等による成績の評価は、AA、A、B、C、Dの5段階とし、Dを不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～90点	AA
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59～0点	D (不合格)

第7章 入学検定料、入学金、授業料、その他の費用

(入学検定料)

第34条 入学志願者は、別表3に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金・授業料等の納入)

第35条 入学金、授業料、施設費、実習費及び教育充実費は、別表3に定める額を納入しなければならない。

- 2 授業料及び施設費は前期(4月)、後期(9月)に分けて納入することができる。ただし特別の事情があると認められる者は、延納願の提出により延納を認めることがある。

(納入した授業料等)

第36条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、その全部又は一部を返還することがある。

(休学期間の在籍料)

第37条 学則第17条の規定により休学を許可された者は、休学期間中の授業料等を免除し、休学在籍料を納入しなければならない。

- 2 1年間の休学を許可された者は100,000円、前期又は後期の休学を許可された者は50,000円の休学在籍料を指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 休学期間中の授業料等を納付済みの場合には、休学在籍料を差引いた額を返還する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第38条 学年の途中で退学又は除籍された者の当該期間分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は別に定める。

(奨学金)

第40条 奨学金に関する規程は別にこれを定める。

第8章 職員組織及び職務

(職員組織)

第41条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

- 2 学長は校務を掌り所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 講師は、教授又は准教授に准ずる職務に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織において教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

9 事務職員は事務に従事する。

第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第43条 教授会は教授をもって組織する。教授会で必要と認めるときは、准教授、講師又は助教、その他の職員を加えることができる。

2 前項の教授会に関する規程は、別に定める。

第10章 科目等履修生・特別聴講生・外国人留学生・委託生

(科目等履修生)

第44条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学学則第31条、第32条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第45条 本学は他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）との協議により、当該短期大学等の学生に特別聴講生として本学の授業科目を履修させることができる。

2 本学は、教育目的を達するに必要と認めるときは、学生に他の短期大学又は大学において特別聴講生として科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位は30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第47条 公共機関その他から委託生としての入学の申し出のあるときは、本学の教育、研究に支障のない限り、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が委託生として入学を認めることがある。

2 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 附属施設及び学生寮

(附属施設)

第48条 本学にメディアセンター、並びに総合子ども学研究所を置く。

2 前項の付属施設に関して必要な事項は、別に定める。

(学生寮)

第49条 本学に学生寮を置くことができる。

2 学生寮に関する規定は、別に定める学寮の寮則による。

第12章 賞罰

(褒賞)

第50条 学生の褒賞に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第51条 学生がその本分に違反した場合に、学長は調査委員会を設置し慎重に調査・審議し教授会の意見を聴いて懲戒を行う。

2 懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 処分の手続き及び調査委員会については、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第52条 地域社会の教養を高め地域社会文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 昭和42年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 昭和48年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 学則中第21条、第23条、については、昭和54年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 学則中第21条、第23条、については、昭和55年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、昭和62年度総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

昭和62年度 250名

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度総定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成2年度 450名

- 2 学則中第21条、第23条、については平成元年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 ただし、学則第4条に規定する国際教養科の入学定員は第4条の規定にかかわらず、平成11年度までの間は、次のとおりとする。

年度 区分	平成4年度		平成5年度～平成10年度		平成11年度	
	国際教養科	入学定員 200名	収容定員 350名	入学定員 200名	収容定員 400名	入学定員 200名

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 学則中第27条について、平成4年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、国際教養科は平成10年3月31日に在籍する学生がいなくなるまで存続するものとする。

この場合、国際教養科の入学定員は次のとおりとする。

区分	年度	平成9年度	
	国際教養科	入学定員	収容定員 200名

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 学則中27条について、平成9年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年2月15日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 学則中第27条について、平成11年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 学則中第27条について、平成12年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 学則中第27条について、平成13年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 学則中第27条について、平成14年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 学則中第27条について、平成15年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 学則中第27条について、平成16年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

3 学則中第32条について、平成16年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

1 学則中第22条については、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 学則中第27条について、平成17年度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 3 学則中第32条について、平成17年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、初等教育科は平成26年3月31日に在籍する学生がいなくなるまで存続するものとする。
- 3 平成26年度収容定員は、350名とする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 3 令和3年度の収容定員は、第5条の規定にかかわらず350人とする。

附 則

この学則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 学則中第30条並びに第35条の別表3に定める実習費及び教育充実費の額について、令和3年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 学則中第35条の別表3に定める入学金及び施設費の改正は、令和6年度入学生から適用し、令和5年度以前に入学した者は、なお従前の例による。